

静岡県公立大学法人安全衛生管理規程

平成19年4月1日 規程第14号

改正 令和4年4月1日

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 組織

第1節 衛生管理体制（第5条—第10条）

第2節 安全衛生委員会（第11条—第17条）

第3節 職員健康管理審査会（第17条の2—第17条の6）

第3章 健康管理（第18条—第32条）

第4章 雑則（第33条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及び静岡県公立大学法人職員就業規則（平成19年規則第16号）第46条の規定に基づき、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立大学とは、静岡県立大学をいう。また短期大学部とは、静岡県立大学短期大学部をいう。
- (2) 理事長とは、静岡県公立大学法人理事長をいう。
- (3) 事務局長とは、静岡県公立大学法人事務局長をいう。
- (4) 総務部長及び事務部長とは、県立大学にあっては事務局総務部長をいう。また短期大学部にあっては事務局短大部事務部長をいう。
- (5) 総務室長とは、県立大学にあっては事務局総務室長をいう。また短期大学部にあっては事務部総務室長をいう。
- (6) 職員とは、静岡県公立大学法人の職員として採用された者をいう。

（総務部長の責務）

第3条 総務部長は、単に法、その他関係法令の規程による労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、職員の安全の確保と健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、この規程に基づき実施する安全及び衛生に関する措置に協力するよう努

めなければならない。

第2章 組織

第1節 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 職員の安全及び衛生に関する事項を統括するため、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、事務局長をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、副総括安全衛生管理者等を指揮するとともに法第10条第1項各号に規定する業務を統括管理する。

(副総括安全衛生管理者)

第6条 総括安全衛生管理者を補佐し、又は当該総括安全衛生管理者が事故等により職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、副総括安全衛生管理者を置く。

2 前項の副総括安全衛生管理者は総務部長及び事務部長をもって充てる。

(産業医)

第7条 県立大学及び短期大学部にそれぞれ法第13条第1項に規定する産業医を置く。

2 産業医は、法第13条第2項に規定する要件を備えた者のうちから理事長が選任する。

3 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第3項に規定するもののほか、以下の事項を行う。

(1) 第18条に規定する職員の健康診断の結果に基づき、第26条に定める別表1のとおり
の健康管理区分の判定に関すること

4 産業医は、規則第15条第1項の規定により職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第8条 県立大学及び短期大学部に法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、規則第10条の規定による資格を有する者のうちから、衛生管理者を選任しなければならない。

3 衛生管理者は、法第10条第1項各号に規定する業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

4 衛生管理者は、規則第11条第1項の規定により職場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生担当者)

第9条 県立大学及び短期大学部に衛生担当者を置く。

2 衛生担当者は、総務室長にある者をもって充てる。

3 衛生担当者は、次に掲げる事項を行う。

(1) 職場の環境衛生に関すること

- (2) 健康診断の実施に関する事
 - (3) その他職員の健康管理に関する事
- (作業主任者)

第10条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第6条各号に掲げる作業を行う県立大学及び短期大学部に法第14条に規定する作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、規則第16条の規定による資格を有する者のうちから総括安全衛生管理者が選任する。
- 3 作業主任者は、令第6条各号に掲げる作業に従事する職員の指揮その他業務災害の防止等厚生労働省令で定める事項を行う。

第2節 安全衛生委員会

(設置)

第11条 次に掲げる事項を調査審議するため、県立大学及び短期大学部それぞれに安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 1 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- 2 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- 3 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事
- 4 前3号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項

(組織)

第12条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副総括安全衛生管理者
 - (2) 産業医
 - (3) 衛生管理者のうちから副総括安全衛生管理者が指名する者
 - (4) 県立大学、短期大学部に勤務する者のうちから副総括安全衛生管理者が指名する職員で、安全又は衛生に関し経験を有するもの
- 2 第1項第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき、各部局、短期大学部及び事務局に勤務する者のうちから副総括安全衛生管理者が指名するものとする。

(任期)

第13条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第14条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第12条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、県立大学にあっては事務局総務室、短期大学部にあっては事務部総務室において処理する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、それぞれの委員会の委員長が定める。

第3節 職員健康管理審査会

(設置)

第17条の2 職員の傷病に係る健康管理区分の重要な変更に関する事項を審査するため、県立大学及び短期大学部それぞれに職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第17条の3 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 副総括安全衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 健康支援センター長（短期大学部にあっては、健康支援センター分所長）
- (5) 総括安全衛生管理者が指名する部局長
- (6) 総括安全衛生管理者が必要と認める学外の専門家
(委員長)

第17条の4 審査会に、会長を置く。

- 2 会長は、前条第1号の委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第17条の5 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審査事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて第17条の3各号に掲げる者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第17条の6 審査会の庶務は、県立大学にあっては事務局総務室、短期大学部にあっては

事務部総務室において処理する。

第3章 健康管理

(健康診断の種類)

第18条 健康診断の種類は、定期健康診断、特別健康診断、臨時健康診断及び雇用時健康診断とする。

(定期健康診断)

第19条 定期健康診断は、全職員について1年以内ごとに1回、定期に実施する。

(特別健康診断)

第20条 特別健康診断は、令第22条に規定する業務に常時従事する職員については定期に、当該業務に新たに従事させる場合は、当該業務に従事させようとするときに実施する。

2 前項に規定するもののほか職務の種類又は作業の状態等により必要があると認めた職員について定期に特別健康診断を実施する。

(臨時健康診断)

第21条 臨時健康診断は、総括安全衛生管理者が健康管理上必要があると認めた職員について、産業医の意見を聴いて実施する。

(雇用時健康診断)

第22条 雇用時健康診断は、新たに職員を雇用したときに実施する。

(健康診断項目等)

第23条 定期健康診断及び特別健康診断の診断項目、回数等は、総括安全衛生管理者が産業医の意見を聴いて別に定める。

(受診義務)

第24条 職員は、指定された期日に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない事由により当該指定された期日に受診することができない者は、その事由が消滅したのち、速やかに医療機関等において健康診断を受け、その結果を証する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(保健指導)

第25条 総括安全衛生管理者は、前条による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、保健師等による保健指導を行うように努めなければならない。

2 職員は、第1項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(健康管理区分)

第26条 健康診断の結果等に基づき行う職員の健康管理は、別表第1の健康管理区分に定めるところによる。

(健康管理区分の決定及び措置)

第27条 副総括安全衛生管理者は、前条に規定する健康管理区分の決定に関し、産業医の

意見を付して必要事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の報告に基づき健康管理区分を決定し、副総括安全衛生管理者を通じて定期健康診断結果とともに職員に通知し、区分に応じて健康管理上必要な措置を講じなければならない。

3 第2項の健康管理上必要な措置を受けた職員は、健康の回復に努めなければならない。
(健康管理区分の変更申請)

第28条 職員は、健康状態の変化等により健康管理区分の変更をしたいときは、健康管理区分の変更を総括安全衛生管理者に申請することができる。

2 職員は、前項の申請を健康管理区分変更申請書(様式第1号)に医師の診断書等を添えて、総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(療養の報告)

第29条 副総括安全衛生管理者は、職員が次に掲げる場合には、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(1) 負傷又は病気のため休務を要する療養(以下「療養」という。)をする場合で、その期間が引き続き30日を超えるとき。

(2) 前号により報告した療養期間を継続するとき。

(3) 前2号により報告した療養を終了しようとするとき。

2 前項の報告は、療養(開始・継続・終了)報告書(様式第2号)に医師の診断書等を添えて、それぞれ次に掲げるときまでに行わなければならない。

(1) 前項第1号の場合は、30日を超える療養が必要なことが明らかになったとき。

(2) 前項第2号の場合は、療養期間を継続することが明らかになったとき。

(3) 前項第3号の場合は、療養期間の末日の10日前まで、又は療養を終了することが明らかになったとき。

3 副総括安全衛生管理者は、第1項第3号の規定による報告については、大学意見書(様式第2号の2)を合わせて提出しなければならない。

(健康管理区分の変更)

第30条 総括安全衛生管理者は、第28条第1項の規定による申請又は前条第1項の規定による報告があった場合には、当該職員の健康管理区分を変更することができる。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により健康管理区分を変更した場合は、健康管理区分変更通知書(様式第3号)により当該職員に通知するものとする。

(健康診断等の記録)

第31条 副総括安全衛生管理者、第27条第2項の規定により通知をした定期健康診断結果票を整理し、5年間保管しなければならない。

2 副総括安全衛生管理者は、職員が異動したときは異動先の副総括安全衛生管理者に当該職員の定期健康診断結果票を引き継がなければならない。

第4章 雑 則

(有期雇用職員に関する事項)

第32条 有期雇用職員の健康管理に関する事項は別に理事長が定める。

(労働基準監督署への報告)

第33条 副総括安全衛生管理者は、それぞれの所在地を管轄する労働基準監督署長に法に定める報告書を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第34条 この規程による事務に従事する職員又はこれらの職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第26条関係）

勤務措置の基準	
区分	基準の内容
A	休養のため、必要な期間勤務を休止させる。
B	勤務時間を短縮し時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。又、必要に応じ、勤務場所、勤務内容の変更を行う。
C	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。
D	平常の勤務でよい。

医療指導の基準	
区分	基準の内容
1	医師による治療を必要とする。
2	医師による定期的な経過観察を必要とする。
3	医療を全く必要としない。

様式第1号（用紙日本工業規格A4縦型）

健康管理区分変更申請書

大 学 名		職 名	
職員番号・氏名		生年月日	年 月 日 (男・女 歳)
申 請 理 由			
現健康管理区分			
病 名		療養開始年月日	年 月 日
病 歴	職務の内容		
備 考			

上記のとおり健康管理区分を変更願いたく申請します。

年 月 日

氏 名

印

総括安全衛生管理者 様

(添付資料) ・医師の診断書、検査成績書等検査の結果が記載されたもの、または
産業医が証明したもの

様式第2号（用紙日本工業規格A4縦型）

秘第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者 様

副総括安全衛生管理者

療養（開始・継続・終了）報告書

下記のとおり職員が療養を

開	始
継	続
終	了

 するので、静岡県公立大学法人安全衛生管理規程第2
9条の規定により報告します。

記

1 職員の氏名等

職 名

職員番号

氏 名

（ 年 月 日生 歳）

2 療養期間（又は療養終了予定年月日）

様式第2号の2（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号
平成 年 月 日

総括安全衛生管理者 様

副総括安全衛生管理者

大学意見書

大学名	職名	氏名
生年月日	年 月 日 (歳)	性別 男・女
現職	年 月	
(1) 発病前後の状況等 (業務との関連)		
(2) 治療の経過 (入退院、手術の内容、時期等)		
現在の機能障害の有無、程度 (3) (復職後の作業内容や勤務形態 決定のために必要)		
(4) 最近の日常生活 (体力判定と生活指導のため)		
(5) 現在の治療状況、今後の見通し		
(6) 本人の勤務意欲の有無及び度合 い		
(7) 復職にあたっての主治医からの 注意事項		
(8) 産業医意見		
(9) 大学としての総合的な意見		

様式第3号（用紙日本工業規格A4縦型）

第 号
平成 年 月 日

様

総括安全衛生管理者

健康管理区分変更通知書

平成 年 月 日付け [にて申請のあったこのことについて、
第 号の療養（開始・終了）報告に基づき、]

下記のとおり健康管理区分を変更したので通知します。

記

1 氏 名

2 健康管理区分

旧健康管理区分	新健康管理区分

3 その他指示事項